

顔戸南木ノ下遺跡

— GOUDO MINAMIKINOSHITA SITE —



1998・3・10

長野県飯山市教育委員会

例 言

- 1 本書は、長野県飯山建設事務所が実施した一般県道飯山新井線道路築造工事（退避所建設）に伴う顔戸南木ノ下遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 顔戸南木ノ下遺跡は、飯山市大字寿字南木ノ下1363-1番地及びその周辺に位置する。
- 3 調査は、飯山建設事務所の委託を受けた飯山市教育委員会が実施した。
- 4 発掘調査は、平成9年10月13日より同年10月23日まで行った。
- 5 発掘主体者 飯山市教育委員会（教育長 岩崎彌、教育次長 井出澄夫、生涯学習課長 平野英孝
社会教育係長 山室茂孝）
調査団長 高橋桂 発掘担当者 望月静雄
発掘調査参加者 田村澁城（調査員）・植中高見・高橋武・宮本鈴子・岸田しづ子・土屋久栄
整理作業参加者 藤沢和枝・小林正子・水野あや子・小林裕子・望月洋子・小林美里
- 6 本書の執筆、編集は飯山教育委員会が行った。
- 7 出土遺物・図版は飯山市埋蔵文化財センターで保管している。

目 次

I	概要	1
1	調査の経緯	1
2	南木ノ下遺跡の位置	1
II	調査	4
1	遺構	4
2	遺物	6
III	まとめ	8

1 概要

1 調査の経過

平成9年8月5日付けで、長野県飯山建設事務所より法第57条の3第1項による埋蔵文化財発掘通知が提出される。工事箇所は周知の埋蔵文化財包蔵地南木ノ下遺跡の範囲内にあるため、建設事務所と協議を行い、事前に発掘調査を行うこととなった。

同年8月14日付けで市教育委員会の意見書を付して長野県教育委員会教育長あて進達する。

9月3日付けで飯山建設事務所長桜井忠彦より「道路改良事業にかかる埋蔵文化財発掘調査の委託について（協議）」が提出され、9月19日付けで委託契約書を締結する（委託費320,000円）。

平成9年9月19日付けで県教育委員会より「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知がある。

10月13日 発掘調査に着手する。

10月14日 文化庁長官宛「埋蔵文化財発掘調査の報告」を提出する。

10月23日 発掘調査が終了する。

10月24日 発掘調査終了届・埋蔵文化財保管証・埋蔵文化財発見届を各関係機関に提出する。

2 南木ノ下遺跡の位置

南木ノ下遺跡は、長野県飯山市大字寿字南木ノ下に所在する。

飯山盆地西縁を区画する標高1000m内外の関田山地は、斑尾山(1382m)を最高峰とし、黒岩山(938m)、鍋倉山(1288.8m)などの低山地が続いており、越後との峠道も数多く存在している。遺跡の位置する飯山市外様顔戸地区は、これらのうち黒岩山の山麓にあり平丸峠の道筋に存在している。地形・地質的には、扇状地の扇中部に立地している。扇頂部は湧水が豊富であり、出口清水、腹薬清水などと呼ばれている水源地がある。

遺跡の範囲は、周囲に民家が立ち並び明確ではない。現在最も把握できる場所は、蓮華寺境内の前面の畑地であるが、地形の改編が著しく崖積性堆積物の礫が表面に多く点在しており遺跡の大半はすでに失われている可能性がある。

なお、蓮華寺住職田村氏の話によれば、この畑地において用水の暗渠工事中、土器や打製石斧、石棒などが出土している。残念ながら石斧や石棒は失われてしまったが、完形土器が一点保管されている（写真）。縄文時代後期掘ノ内式土器の浅鉢形土器である。



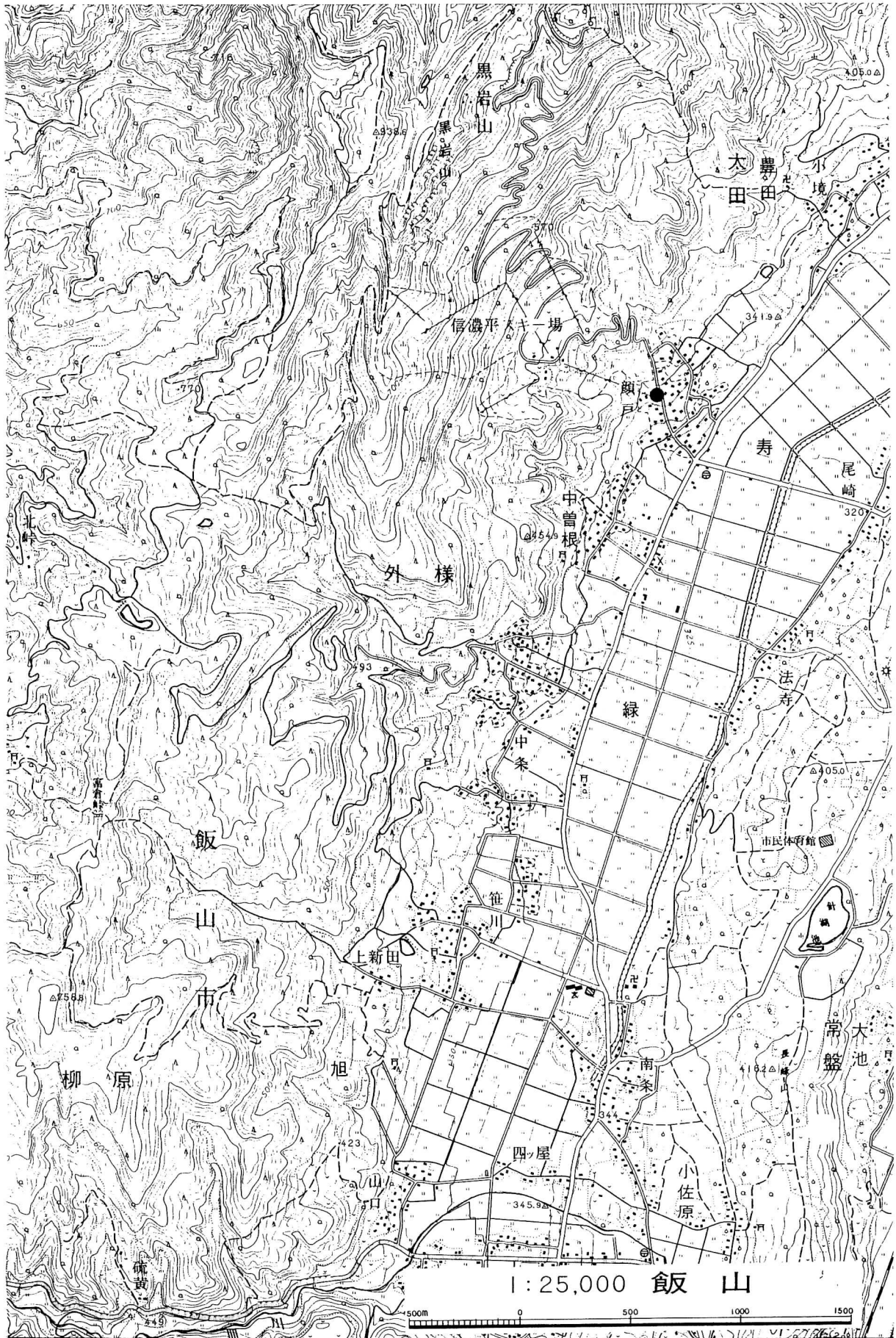


図1 顔戸南木ノ下遺跡位置図

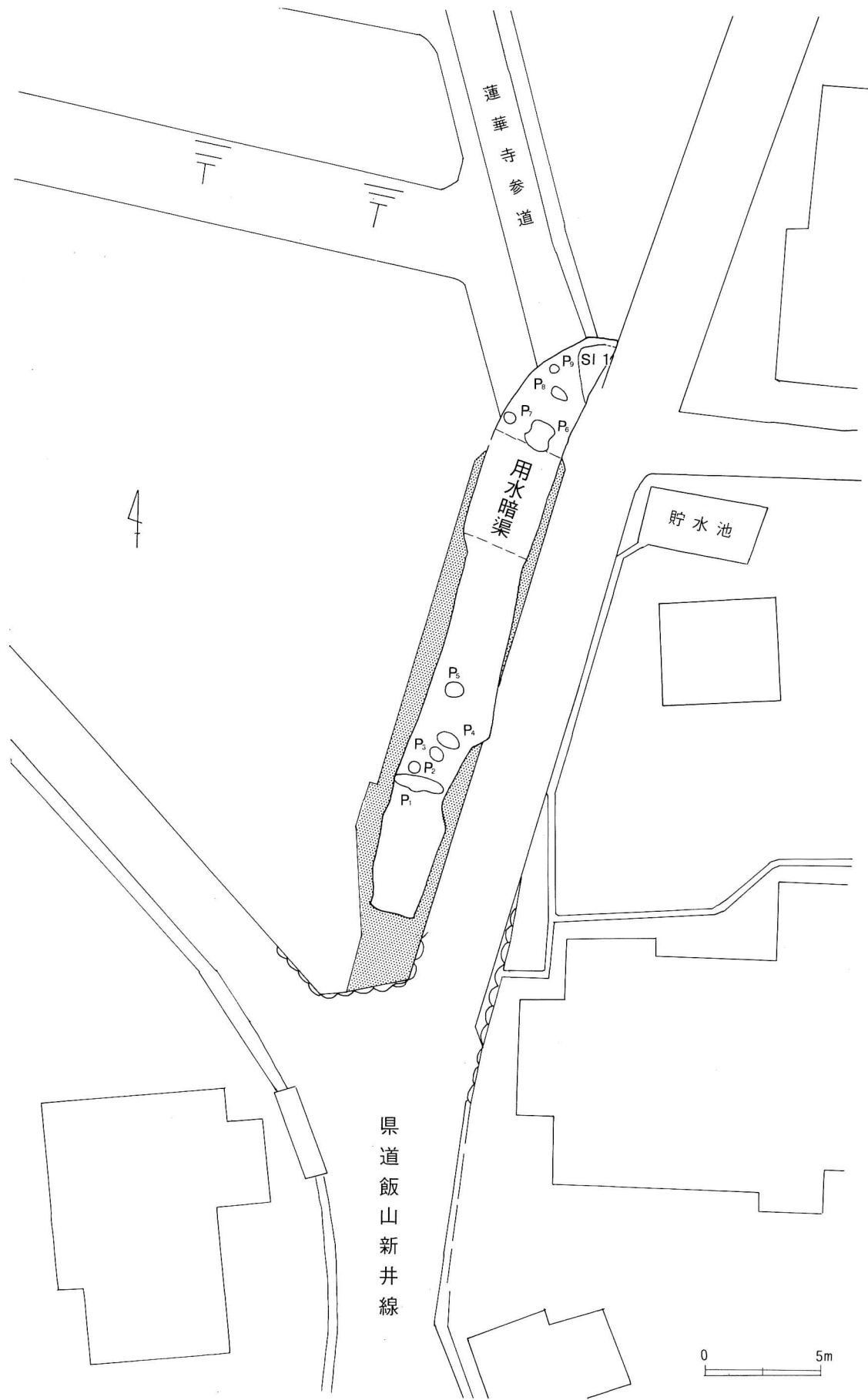


図2 調査区 (1:160)

Ⅱ 調 査

1 遺 構

調査面積は200㎡、そのうち35㎡は用水暗渠で破壊されていた。また、南側（斜面下端）は地山面までの堆積土が浅いために、遺構は破壊されていた。

発見された遺構は、竪穴住居址1軒、柱穴（土坑含む）9本である。

(1) 竪穴住居址（S I 1）（図3）

調査区の北端部にて一部検出される。規模は不明であるが、コーナーが明確であり長方形ないしは方形の形態をとるものと思われる。コーナーには深さ約25cmの浅いピットが1か所認められる。壁は明確で、床面までの深さは確認面より約20cmを測る。床面は特別堅緻ではないがほぼ平坦である。

出土遺物は、床面からの出土はないが上層より多くの遺物が出土し、土偶も発見されている。

(2) 柱穴1（P₁）（図3）

調査区の南側で検出される。長さ218cm、幅50cmの長楕円形を呈する。深さは5cm～20cmを測る。覆土中には礫が含まれる。

遺物はたたき石が出土している。

(3) 柱穴2（P₂）（図3）

柱穴1の北側に接している。径約40cmの円形で、深さは27cmを測る。周辺の礫は地山の礫である。出土遺物はない。

(4) 柱穴3（P₃）（図3）

柱穴2の北東側60cmに位置する。60cm×50cmの楕円形を呈し、深さは22cmを測る。遺物は土器細片が覆土中より出土している。

(5) 柱穴4（P₄）（図3）

柱穴3の北側に接している。110cm×50cmの楕円形を呈し、深さは約30cmを測る。出土遺物はない。

(6) 柱穴5（P₅）（図3）

柱穴4の北1.6mに位置する。径約70cmのほぼ円形を呈し、深さは18cmを測る。壁には地山の礫がある。

(7) 柱穴6（P₆）（図3）

調査区の北側にあり、南側は用水暗渠が通っている。110cm×100cmの不整形を呈し、深さは95cmを測る。底面や壁には地山の大きな石が露呈している。壁は内湾し、段差も認められる。

覆土中より縄文後期堀ノ内式土器片が出土している。

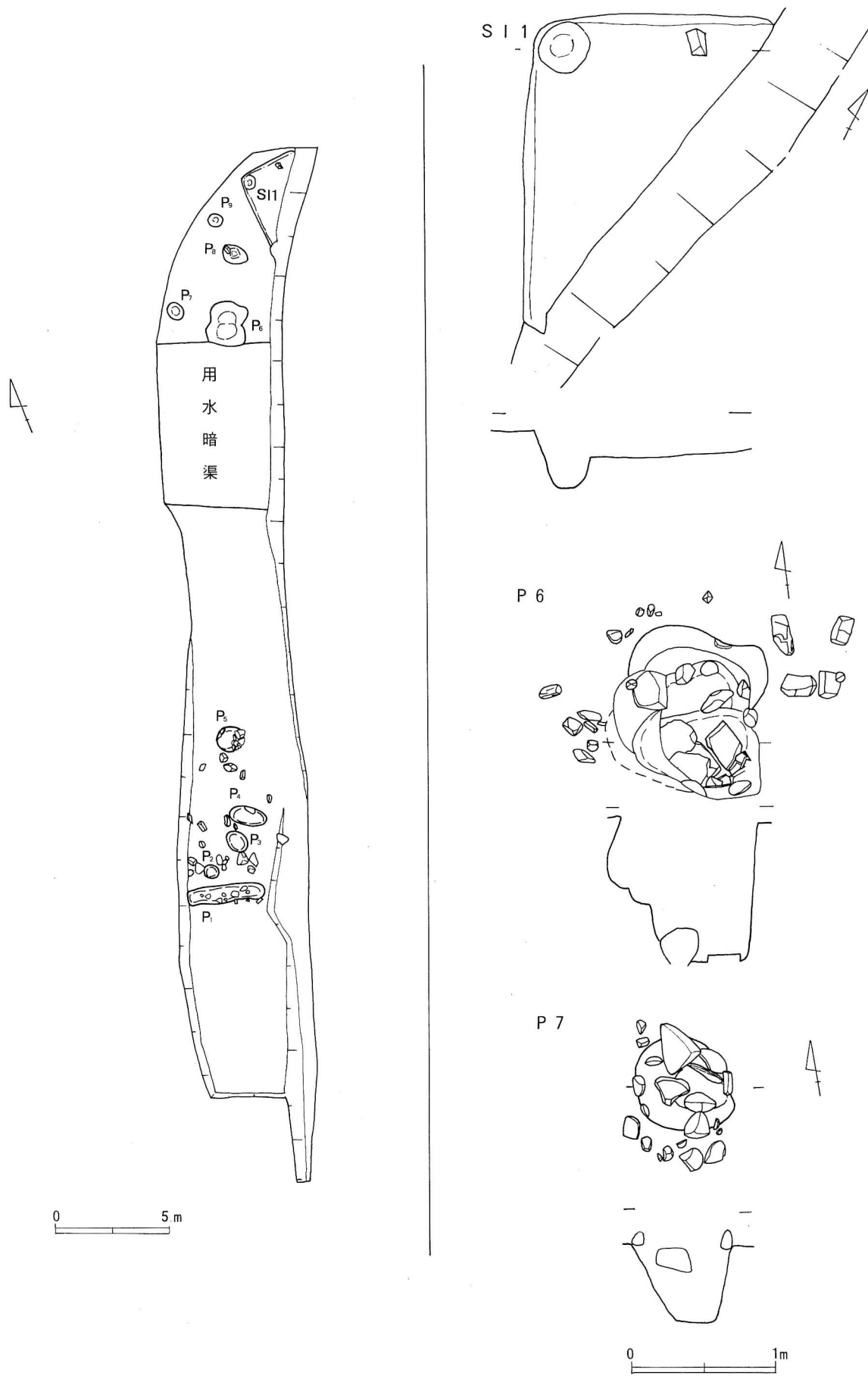


图3 遺構全体図 (1 : 250) ・遺構平面図 (1 : 40)

(8) 柱穴7 (P₇) (図3)

柱穴6の西側に位置する。70cm×60cmの楕円形を呈し、深さは50cmを測る。地山の礫が露呈し、覆土中にも礫が入り込んでいる。

覆土中より磨石及び土器片が出土している。

(9) 柱穴8 (P₈) (図3)

柱穴6の北1m、竪穴住居址の西70cmに位置する。70cm×50cmの楕円形を呈し、深さは36cmを測る。出土遺物はない。

(10) 柱穴9 (P₉) (図3)

柱穴8の北側にあり、竪穴住居址にも接している。径40cmのほぼ円形で、深さは30cmを測る。出土遺物はない。

2 遺物

出土した遺物には、縄文式土器、土偶、たたき石、くぼみ石、磨石がある。土器は遺物整理用コンテナ箱で1箱ほどの量が出土したが、無文の粗製土器破片が多く拓本化できたのはわずかでしかない。以下に説明する。

(1) 土器

第I群土器 (図4・1～10)

後期前葉の土器を第I群土器とする。2類に分類した。

第1類 小さく内折し、口縁部に1条の沈線が施される土器 (1～3)。

第2類 口縁部に隆線をめぐらすものを一括する (4～9)。隆線上に刻みを施すものが一般的である。

6は細い隆帯が三条めぐり、細かな刻みが施される。

なお、10は1類の胴部と思われる。

以上の土器は、縄文時代後期堀ノ内式土器に併行する土器の一群で、第1類は堀ノ内I式土器、第2類は同II式の特徴をよくそなえている。

第II群土器 (図4・11～21)

後期中葉の土器をII群土器とする。4類に分類した。

第1類 数条の沈線を横位にめぐらし、磨消縄文帯をつくる深鉢・鉢である (11～15)。12・14は内縁文が認められる。

第2類 櫛状施文具による文様を持つ類で、条線上には横S字状沈線列を配している (16・17)。18・19は沈線上に横S字状沈線列を配しており、同類とした。

第3類 格子目文を施した土器 (20・21)。同一個体かもしれない。

第4類 突起 (22)。注口土器の突起と思われる。

以上の土器は、後期中葉加曾利B式土器に併行する土器の一群であり、全体的にはB I式段階のものと考えられる。



图 4 出土遺物 (1 : 3)

(2) 土偶 (図4・23)

ハート形土偶の顔の部分で下端が欠失している。眉状の隆帯を鼻からY字形に結び、さらに両縁辺に垂下し、ハート形の顔面を形作っている。顔面はやや上方に向き、後頭部には上端と下端にアーチ状の粘土紐がのびる。典型的なハート形土偶で、aタイプ(群馬県郷原タイプ)と呼ばれるものの範疇に入る。このタイプは、長野県内では今まで知られていないものとされている(宮下 1995 「長野県における縄文時代後期の土偶」 長野歴史館研究紀要1)。

(3) 石製品 (図4・24~26)

3点出土している。24はたたき石、25は小ぶりのくぼみ石である。26は均整のとれた長方体の磨石である。正面及び裏面はきれいにみがかれ、側面は全周すり潰されている。

Ⅲ まとめ

顔戸南木ノ下遺跡は、「信濃史料」にも登録されているくらい古くから知られている遺跡である。縄文後期の希少な遺跡であるにもかかわらず、範囲やその内容についても明確ではなかった。

今回、急遽実施することとなった発掘調査においても、小範囲であったことや多くが破壊されていたこともあって、遺跡の実態を把握することができなかった。

ただし、数少ない遺物から本遺跡は縄文時代後期の前葉から中葉にかけての集落址であって、本調査区の周辺に中心部分があることが推定された。また、ハート形土偶の検出は、飯山地方では平成8・9年に行った東原遺跡出土の群馬県郷原遺跡のコピーと思われるくらい類似した土偶とともに、飯山地方にかなり普遍的に存在していることも予測させた。

その意味で、限られた時間と予算の中で行った今回の調査はそれなりの意味があり、今後とも該当地区の遺跡保護を行う必要性が再認識された意義は大きい。



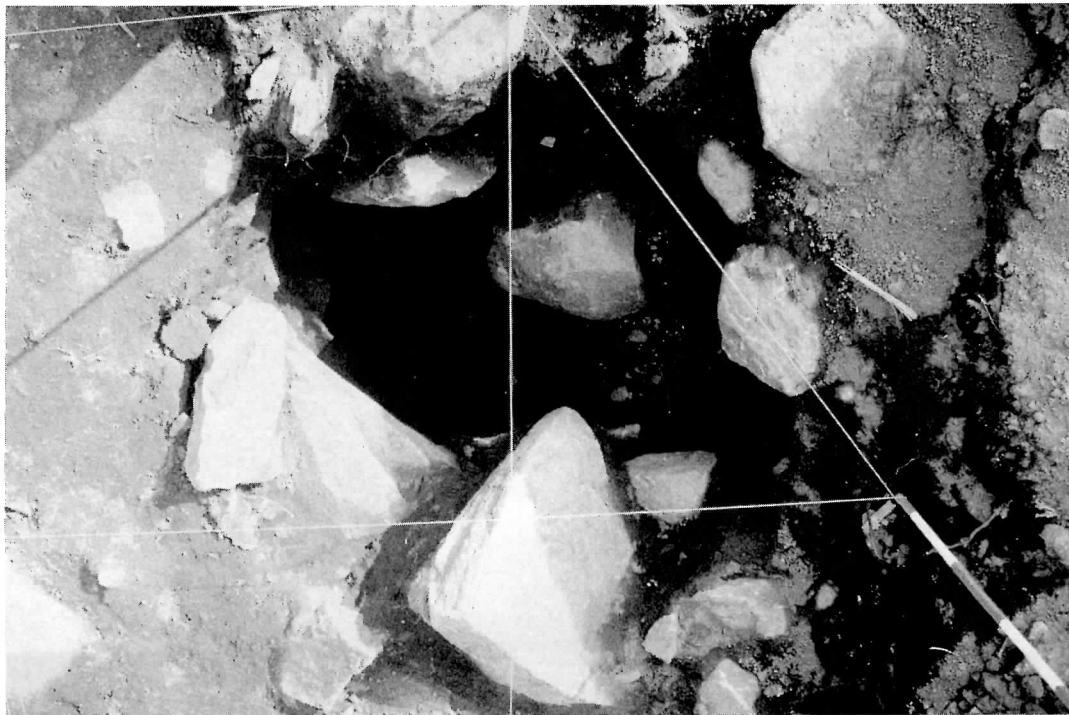
調 査 風 景



豎 穴 住 居 址 (S I 1)



調 査 区



柱 穴 7

飯山市埋蔵文化財調査報告 第56集

顔戸南木ノ下遺跡

平成10年3月10日発行

編集・発行 長野県飯山市教育委員会

長野県飯山市大字飯山1,110-1

印刷 (有)足立印刷所
